

「新生パワートラスト 実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）」の信託約款

■新旧対照表

第 15 条を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
<p>1. 信託報酬は、各計算日及び信託終了日において<u>当社所定の方法で定めるところにより</u>信託財産から收受します。</p> <p>2. 第 14 条第 1 号に定める信託報酬率は、<u>当社所定の方法で決定します。但し、</u>年 3% を上限、年 0.01% を下限とします。</p>	<p>1. 信託報酬は、各計算日及び信託終了日において信託財産から收受します。</p> <p>2. 第 14 条第 1 号に定める信託報酬率は、年 3% を上限、年 0.01% を下限とします。</p>

第 19 条第 2 項を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
<p>（前略）</p> <p>予定配当率及び当該解約日における信託金の元本額に基づき<u>当社所定の方法により</u>収益金の額を計算し、信託金の元本とともに、当社が別途通知する償還日に、受益者が予め指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。</p> <p>（後略）</p>	<p>（前略）</p> <p>予定配当率及び当該解約日における信託金の元本額に基づき収益金の額を計算し、信託金の元本とともに、当社が別途通知する償還日に、受益者が予め指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。</p> <p>（後略）</p>